

平成24年度食の安全安心に関して講じた施策の実施状況の報告について

I はじめに

県では、「愛媛県食の安全安心推進条例」(平成20年12月議会にて議員提案により可決成立、平成21年4月施行。以下「条例」という。)に基づき、「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」(平成22年2月策定、同年4月施行、平成25年5月一部改定。以下「推進計画」という。)を策定し、副知事を本部長とする「えひめ食の安全・安心推進本部」(平成15年10月設置。)を中心に、関係部署で連携を図りながら、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

平成24年度は、牛レバー内部から腸管出血性大腸菌が検出され、完全な除去方法が見いだせないこと等から、7月に牛レバーの生食が禁止されたほか、8月には、白菜の浅漬けを原因とした腸管出血性大腸菌による食中毒事件の発生により、平成23年の牛肉の生食(ユッケ)に続き、2年連続で多くの死亡者が出了ました。

また一方で、BSE対策が開始されてから10年以上が経過し、国内外のリスクが低下してきたことから、最新の科学的知見に基づき検査体制の見直しが行われるなどの新たな動きがありました。

こうした状況をふまえながら、平成24年度も食の安全安心の確保に関する各種施策に取り組みました。

II 報告の根拠規定等

この報告書は、条例第10条の「知事は、毎年度、食の安全安心に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」との規定に基づき、議会に報告し、公表するものです。

III 施策の実施状況

1 条例に基づく施策の実施状況について

(1)「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」の中間見直しについて

条例第11条では、「知事は、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の推進に関する計画を定めなければならない。」とされています。

推進計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として策定され、県では、これに基づき食の安全安心の確保に取り組んでいますが、平成24年度が中間年であることから、策定後に発生した事件やこれまでの取組みの状況をふまえて見直しを実施しました。(パブリック・コメントの実施を経て、平成25年5月に一部改定しました。)

今回の見直しでは、スローガンや基本施策などの基本構成の変更は行わず、現状に合わせて本文の表現を見直したほか、具体的な取組みの追加及び推進指標の追加、目標値の見直し等を実施しました。

【主な見直し内容】

○具体的な取組みを5項目追加(62項目→67項目)

[追加した具体的な取組み]

- ・(19)養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進
- ・(23)県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査
- ・(32)生食用食肉取扱施設に対する監視指導
- ・(36)流通食品の放射性物質検査等の実施
- ・(50)食品表示一元化に伴う体制の整備

○推進指標の追加及び目標値(平成26年度)の見直し(36指標→39指標)

[目標(平成26年度)の設定及び修正を行った推進指標]

施策 の 方向	指 標 名	目標(旧) (26 年度)	目標(新) (26 年度)
1	食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	38,000 件	40,000 件
3	農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	170 回	410 回
4	エコファーマー取組面積	—	1,200ha
	有機農業取組面積	—	570ha
5	ふれあい牧場等の開催回数	50 回	80 回
9	食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	—	0%
10	地産地消・愛あるサポートー登録数	—	2,400
	学校給食における地場産物の使用割合 (食材数ベース)	—	30%以上
13	危害情報申出制度対応件数	20 件	65 件
15	消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	9 回 350 名	12 回 400 名

注:目標(旧)(26 年度)の「—」は本計画策定時に目標値の設定がなかったもの。

[新たに設定した推進指標]

施策 の 方向	指 標 名	目標 (26 年度)
4	県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数	20 件
	県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数	10 件
6	流通食品の放射性物質収去検査件数	500 件

(2)「愛媛県食の安全安心推進県民会議」の開催について

条例第27条では、「食の安全安心に関する重要な事項を調査審議させるため、愛媛県食の安全安心推進県民会議を置く。」とされています。

このため、学識経験者等の民間有識者10名で構成する「愛媛県食の安全安心推進県民会議」を平成21年4月から設置しており、平成24年度は2回の会議が開催され、推進計画の一部改定や愛媛県食品自主衛生管理認証制度の運用について審議されたほか、食品中の放射性物質の検査状況やBSE対策の見直しについて質疑や意見交換が行われました。

【会議内容】

○平成24年度 第1回会議(平成24年8月30日)

- ・愛媛県食品自主衛生管理認証制度(愛媛県HACCP制度)について
- ・食品中の放射性物質検査等について
 - 食品中の放射性物質に係る新基準値について
 - 食品の放射能汚染対策に係る取組みについて
 - 農林水産物の輸出に係る諸外国・地域の規制措置について
- ・食の安全安心に関する施策実施状況について
 - 平成23年度に講じた施策の実施状況
 - 平成24年度の現状等
- ・推進計画の中間見直しについて
- ・今後の予定等について

○平成24年度 第2回会議(平成25年3月22日)

- ・BSE対策の見直しについて
- ・愛媛県食の安全安心の推進に関する計画の中間見直し(案)について
- ・平成25年度愛媛県食品衛生監視指導計画(案)について
- ・景品表示法に基づく措置命令について(報告事項)

【愛媛県食の安全安心推進県民会議委員】

(H25. 7. 1現在 五十音順:敬称略)

氏名	現職	備考
大隈 満	愛媛大学農学部生物資源学科教授	会長
岡田 恵美子	愛媛県学校栄養士協議会顧問	
川本 登倭子	愛媛県連合婦人会会长	
重松 昌司	株式会社フジ環境保全推進・品質管理室長	
白川 千鶴	生活協同組合コープえひめ参与	
田中 剛	一般社団法人愛媛県食品衛生協会理事	
戸田 耕二	周桑農業協同組合代表理事専務	
西田日出哉	四国乳業株式会社品質管理室長	
逸見 幾代	松山東雲短期大学名誉教授	副会長
松岡 真喜男	遊子漁業協同組合代表理事組合長	

任期:H24.4.27～H27.4.26(3年)

(3)「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県HACCP制度)について

条例第15条では、「県は、食品関連事業者の自主的な衛生管理の取り組みを促進するため、食品等の製造、加工等を行う工程の安全性を保証するための制度の整備及びその普及に努めるものとする。」とされています。

このため、「愛媛県食の安全安心推進県民会議」での審議等を踏まえ、自主的な衛生管理手法について、HACCPの概念を取り入れた一定の水準以上にあると認められる施設を県が認証する「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県HACCP制度)を、平成22年10月から開始しました。

開始当初は、菓子製造業に限定していた対象施設を順次拡大し、26業種を対象に実施しています。平成24年度末時点で、8社12施設を認証しており、認証企業による認証マークの商品への表示や県ホームページにおける認証施設の公表等により、消費者への周知に努めました。

【愛媛県HACCP制度の概要】

○対象施設

以下の26業種

食品衛生法の営業許可を要する製造業(24業種)、

鶏卵選別包装施設(GPセンター)及び鶏の液卵製造業

(平成22年10月1日～：菓子製造業のみ。平成23年10月1日～：食品衛生法の営業許可を要する製造業(24業種)に拡大。平成24年10月1日～：鶏卵選別包装施設(GPセンター)及び鶏の液卵製造業を追加。)

○認証の共通基準

[管理運営基準]

・衛生管理の組織体制が確立され、それが明らかとなる書類が作成されていること。

・一般的衛生管理基準項目(施設設備等の衛生管理・保守点検、従事者の衛生管理・衛生教育など)に必要な手順書が、それぞれ作成されていること。

[HACCPプランに関する基準]

・施設で製造される全品目の一覧表が作成されていること。

・申請品目について、HACCPプランに関する書類が作成され、これにより実施されていること。

○認証の有効期間

3年

○認証マークの表示

認証を受けた営業者は、認証マークを表示することができる。

○認証に関する手数料

無料

(4)「自主回収報告制度」について

条例第22条では、「食品関連事業者は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したときは、直ちに、規則で

定めるところにより、知事に報告しなければならない。」こととなっています。本制度は、平成21年10月から施行され、平成24年度は、表示の誤記など22件(うち松山市8件)の報告があり、いずれも適正に運用されました。

(5)「危害情報申出制度」について

条例第25条では、「県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出ることができる。」こととなっています。また、同条第2項では、「知事は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるとときは、関係法令及びこの条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。」こととなっています。

本制度も平成21年10月から施行されましたが、平成24年度は、食品に関する調査依頼等について105件(うち松山市76件)の申し出があり、いずれも必要な調査を行い、必要な指導など適正に措置しました。

2 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しについて

BSE対策が開始(平成13年10月)されてから10年以上が経過し、徹底した飼料規制や特定危険部位の完全な除去等により、国内外のBSE発生リスクが低下してきたことから、国において、最新の科学的知見に基づき検査対象月齢の見直し等、再評価が行われました。

県では、国の再評価の動きを受けて、「全頭検査」の存続について検討を開始しました。すでに、平成17年8月から「20か月齢以下」の牛は検査義務がありませんでしたが、当時は消費者の不安が払しょくされていなかったこと等から、全国で「全頭検査」を継続していました。このため、平成24年度は、食の安全・安心県民講座や食品衛生責任者講習会において、県民に対して見直し内容や見直し後の食肉の安全性についての説明を行い、意見交換の実施等により各層の意見の把握に努めました。

(平成25年度の状況:国では、平成25年4月1日から検査対象月齢を「20か月齢超」から「30か月齢超」に、さらに平成25年7月1日からは「48か月齢超」に引き上げました。また、関係自治体に対して、7月以降は全国一斉に「全頭検査」を見直すよう要請を行いました。県では、この要請に基づき、様々な検討を行った結果、7月1日から「全頭検査」を廃止し、検査は「48か月齢超」に限ることとしました。見直しにあたっては、県内5か所で意見交換会を開催して食肉の安全性等について丁寧な説明を行うとともに、愛媛県食の安全安心推進県民会議においてご審議いただきました。)

3 食の安全安心に関する具体的な取組みに関する実施状況について

平成24年度の施策の実施状況については、推進計画(平成22~26年度)の施策体系に基づき、「IV取組み個票」のとおり、それぞれの具体的取組み毎に取りまとめました。

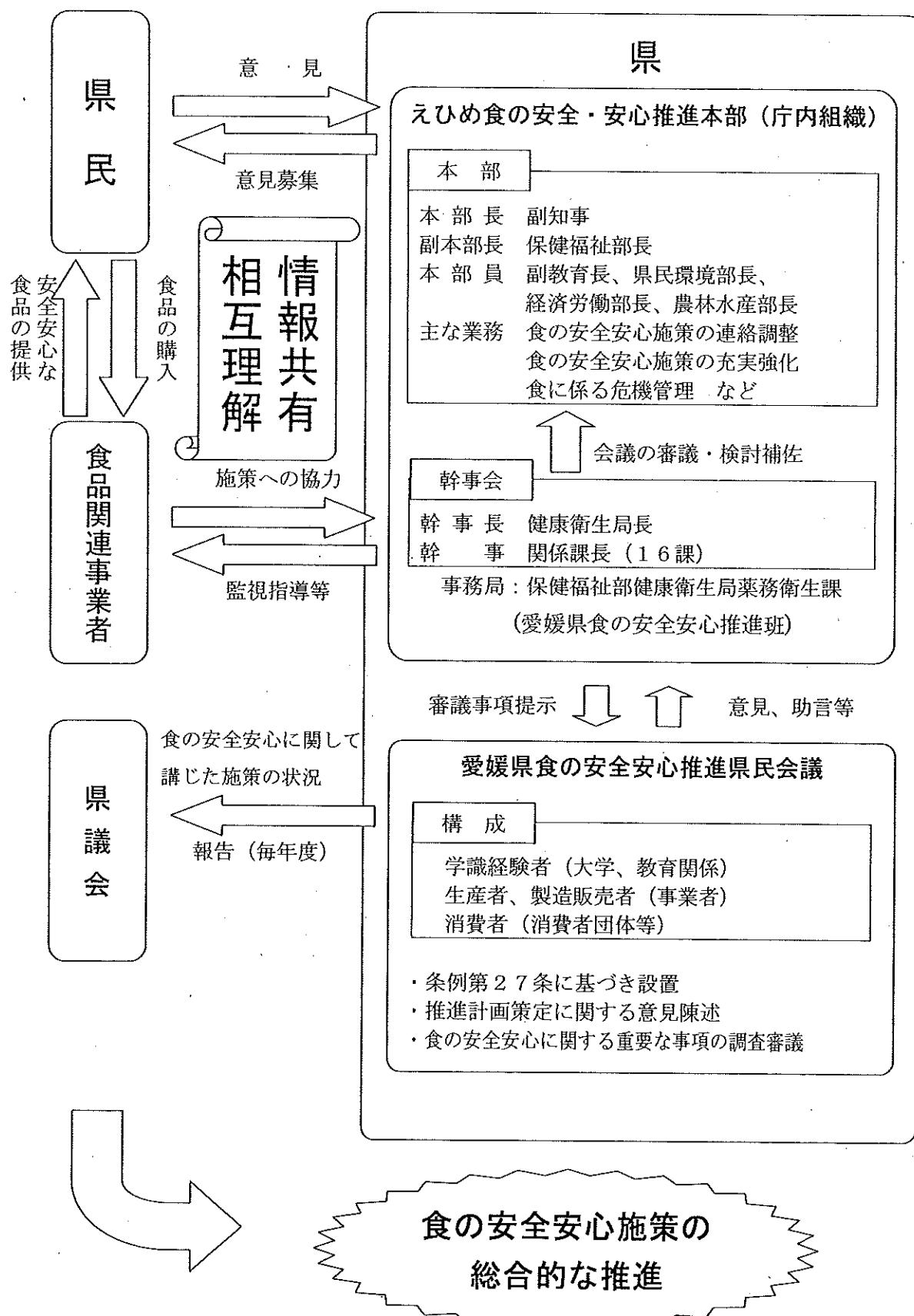
なお、平成24年度は推進計画の中間年であることから、これまでの3年間について中間評価を行いました。

○推進指標一覧（一部改定後）

基本 施策	施策の 方向	推進指標名	実績 (22年度)	実績 (23年度)	実績 (24年度)	中間目標 (24年度)	目標 (26年度)
I い正 確 情 報 で の分 提 か 供 り や す	1	食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	35,684件	39,296件	42,557件	35,000件	※40,000件
		メールマガジン登録者数	279人	371人	416人	1,000人	2,000人
		食品関連情報の提供件数	186件	139件	186件	210件	210件
		人口10万人あたりの食中毒患者数	20.4人	22.2人	20.7人	30人	20人
	2	相談窓口における相談受付件数	154件	263件	169件	250件	250件
		県政出前講座、出前相談室実施件数	8件	7件	4件	15件	20件
II 生 産 か ら 消 費 に 至 る 食 の 安 全 安 心 の 確 保	i 生産段階における安全安心の確保						
	3	農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	383回	438回	406回	170回	※410回
		農薬立入検査実施件数	278件	308件	282件	300件	300件
		出荷前の農産物の残留農薬分析件数	294件	297件	301件	300件	300件
		生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数	572件	664件	687件	850件	850件
		牛耳標装着率	100%	100%	100%	100%	100%
		養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	80.8%	67.9%	63.5%	70%	70%
	4	貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合	100%	100%	100%	100%	100%
		エコファーマー取組面積	953ha	684ha	563ha	1,200ha	※1,200ha
		有機農業取組面積	389ha	393ha	388ha	570ha	※570ha
		県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数 ※		26件	20件	—	※20件
		県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数 ※		14件	10件	—	※10件
		安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数	3(延べ)	3(延べ)	4(延べ)	4(延べ)	6(延べ)
	5	畜産関係生産者巡回戸数	709(全戸)	666(全戸)	611(全戸)	全戸	全戸
		高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	1,270羽 (100%)	1,260羽 (100%)	1,300羽 (100%)	対象鶏全羽	対象鶏全羽
		農林水産参観デー開催回数	8回	10回	10回	8回	8回
		ふれあい牧場等の開催回数	51回	80回	76回	50回	※80回
	ii 製造、加工、販売段階における安全安心の確保						
	6	愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	119.4% (25,690件)	121.8% (26,149件)	124.7% (26,158件)	100%	100%
		食品等の収去検査による規格基準違反率	0.47%	0.45%	0.16%	0.50%	0.30%
		流通食品の放射性物質収去検査件数 ※		42件	513件	—	※500件
	7	食品衛生責任者実務講習会受講率	67.8%	82.1%	69.0%	80%	100%
	8	食品自主衛生管理認証制度における認証施設数	7施設	9施設	12施設	10施設	20施設
	9	食品表示監視実施数	25,452件	27,916件	30,225件	30,000件	32,000件
		食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	16.5%	14.7%	11.8%	20.8%	※ 0%
	iii 消費段階における安全安心の確保						
	10	地産地消・愛あるサポート登録数	2,276	2,302	2,315	2,000	※2,400
		えひめ食文化普及講座開催回数	52回	57回	44回	50回	50回
		食育教室開催回数	52回	57回	57回	50回	50回
		学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)	31.8%	33.9%	35.5%	30%以上	※30%以上
	11	自主回収情報の提供件数	11件	9件	22件	6件	10件
	13	危害情報申出制度対応件数	83件	56件	105件	20件	※65件
	14	食品衛生推進員巡回施設数	7,140	7,952	7,642	9,500	10,000
のⅣ 協 働 の 推 進 と 問 題	15	食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	5回727名	5回537名	5回537名	4回400名	5回500名
		消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	12回419名	12回394名	12回392名	9回350名	※12回400名
	16	食の安全安心に関するアンケート協力者数	521名	411名	383名	400名	500名

※中間見直し時に設定及び修正したもの。

○食の安全安心推進体制



○施策体系図（一部改定後）

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み
	I 正確で分かりやすい情報の提供	1 ホームページ等を利用した情報提供の充実 2 食の安全に係る相談窓口の充実	(1) 食の安全安心総合ホームページの運営 (2) メールマガジンの発行 (3) 収去検査結果等の公表 (4) 食中毒予防に関する情報発信 (5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 (7) 相談への的確な対応、情報共有 (8) 出前講座や出前相談室の実施
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承	Ⅰ 生産段階における安全安心の確保	3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上 4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み 5 消費と生産との距離を縮める取組み	(9) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (10) 農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施 (11) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (12) 生産者個々における農薬使用の記帳推進 (13) 農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進 (14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 (15) 牛耳標装着の農家指導 (16) 原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 (17) 養殖衛生管理体制の推進 (18) 貝毒検査の実施 (19) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進 ※ (20) 環境保全型農業の推進 (21) 有機農業の推進 (22) G A P (農業生産工程管理) の推進 (23) 県内農産農産物の放射性物質安全確認の検査 ※ (24) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (25) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (26) 死亡牛のB S E 検査 (27) 高病原性鳥インフルエンザ対策 (28) 農林水産参観デーによる推進 (29) ふれあい牧場、工場見学等の開催 (30) 消費者ニーズの把握、生産への反映
	Ⅱ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	6 県内流通食品の監視指導の徹底 7 自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚 8 自主的な衛生管理手法の導入推進 9 食品表示の適正化の推進	(31) 計画的かつ効率的な食品関係施設への監視指導の実施 (32) 生食用食肉取扱施設に対する監視指導 ※ (33) 大規模調理施設に対する監視指導 (34) 牲畜場等の監視指導等 (35) 収去検査の計画的な実施等 (36) 流通食品の放射性物質検査等の実施 ※ (37) 食品に関する調査研究の推進 (38) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成 (39) 自主衛生管理の周知啓発 (40) 自主衛生管理に関する助言等 (41) 自主衛生管理推進事業の支援 (42) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 (43) 自主衛生管理等推進事業者の表彰 (44) 食品自主衛生管理認証制度の普及促進 (45) 食品表示の監視指導 (46) 食品表示に関する啓発 (47) 食品表示に関する連携 (48) 安心感に配慮した表示の推進 (49) 食品表示に関する相談への対応 (50) 食品表示一元化に伴う体制の整備 ※
	Ⅲ 安全安心段階における確保	10 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進 11 自主回収報告制度の普及 12 自主回収への協力の推進 13 危害情報の申出制度の普及	(51) 食育の推進 (52) 地産地消の推進 (53) 食文化の普及推進 (54) 小学校等での出張食育教室の実施 (55) 栄養教諭による食に関する指導の推進 (56) 自主回収報告制度の普及促進 (57) 自主回収報告内容の迅速な情報提供 (58) 自主回収着手事業者への指導等 (59) 自主回収協力事業者への助言等 (60) 危害情報申出制度の周知 (61) 危害情報への迅速な対応
III 関係者間の相互理解と協働の推進	14 民間組織等との協働 15 消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施 16 県民の意見の反映	(62) 食品関係団体との連携 (63) リスクコミュニケーションの推進 (64) 消費者との意見交換会の実施等 (65) リスクコミュニケーターの育成等 (66) パブリックコメントの実施 (67) アンケート等による県民の意識の把握	

※中間見直し時に追加したもの。 中間見直し時に修正したもの。